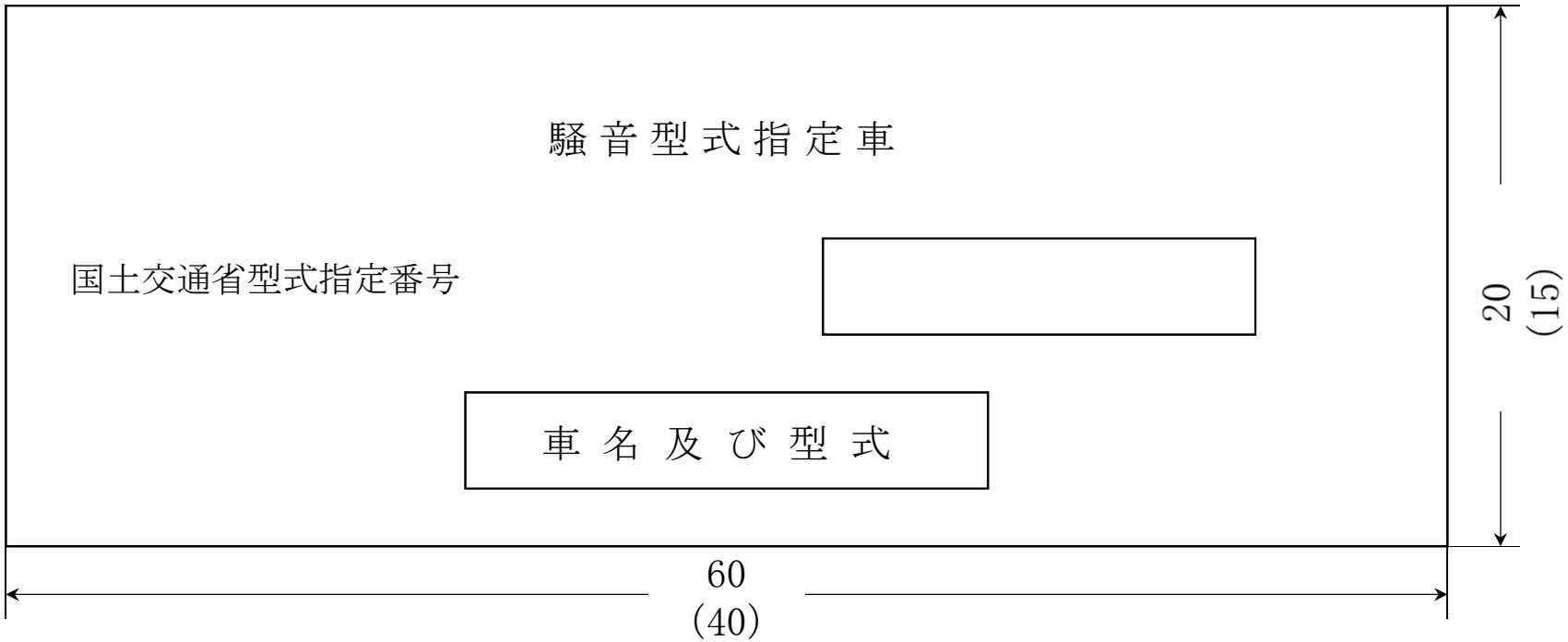


備考

（1） 型式指定番号標は、金属製とし、図示の例によること。

（2） 寸法の単位は、「ミリメートル」とする。この場合において、かっこ内に示す寸法は、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）に表示する場合の寸法とする。